

サポート参加条件書

(お申し込み前に必ずご一読ください)

対象サポート

- 留学サポート12・3・1、ワーキングホリデーサポート、ジュニアサポート、フィリピン2ヵ国サポート
■ フリーマイプラン、その他特別サポート ※フリーマイプランは出発後のサポートは含まれません

株式会社キャリアメーカー

(研修企画及びサポートGIO CLUB 株式会社)

東京都知事登録旅行業 第3-8117号
東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント1階

第1条 (サポートの範囲)

当サポートは、当申込条件に基づいて、株式会社キャリアメーカー(東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント1階)(以下「当社」)が、申込者の依頼により、申込者が運送・宿泊機関等の運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。研修企画及びサポートは、当社と業務委託契約を締結しているGIO CLUB株式会社(東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント1階)(以下「サポート会社」)が主催者となり、申込者の対応を行います。申込者はサポート会社からの案内のもと、当社に申し込いただきます。申込者の希望する日本国外の研修機関(以下「教育機関」)への手続きを代行するにあたって、出発に際しての情報提供、教育機関・宿泊機関(以下「受入機関」)への申込手続き、渡航先での生活サポートなどをおこなうものであり、課程終了後資格取得を保障するものではありません。フリーマイプランは出発後のサポートは含まれていません。また、受入機関に提供する研修内容やサービスは各機関が独自に企画・運営し、提供するものであり、当社自らがサービスの提供をおこなうものではありません。受け入れる条件については、受入機関により異なります。契約の内容、条件は申し込み時にお渡しする各受入機関の案内面及び本条件書によります。当社がこなう受入機関への手配については、「旅行業法」で定める「企画旅行」ではありません。その為「特別補償」「旅程保証」「旅程管理」の適用はありません。

第2条 (お申し込みと契約の成立)

当契約は当社が契約締結の承諾をし、申込書とサポートプログラム費用を受領したとき成立するものと、緊急手配料を要する場合には、その受領をもって成立するものとします。ただし、フリーマイプラン申込者は、申込書を受領したとき契約が成立するものとします。お申し込みに際しては、当社所定のサポート申込書に必要事項を記入し、サポートプログラム費用を添えて直接お申し込みいただく、銀行振込にてお申し込みいただけます。お申し込みは出発予定日の1年前から受付します。出発予定日より渡航に必要な手続きが完了できる見通しのない場合のお申し込みはお受けできませんので早めに留学カウンセラーまで手続きに必要な日数などをご確認ください。

第3条 (お申し込みの条件)

18歳以上の方で、当サポート条件を理解し、法令・規則等遵守できる方ならどなたでもお申し込みいただけます。受入先が定める年齢、性別、資格、語学力、その他の条件に指定がある場合は、その条件に従います。ジュニアサポートは、日本の教育課程の中学校以上の方を対象におき受けいたします。20歳未満の方の保護者の同意が必要で、心身の状態や既往症、その他の事由でサポートの参加にあたって特別な配慮を必要とする方は必ずその旨をお申し出ください。受入先機関との協議のため、可能な限り対応します。なお、この場合医師の診断書や渡航同意書などいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。当社、サポート会社及び受入機関が不適当であると判断したとき、または当社、サポート会社の業務上の都合があるときは他の機関をご案内するか、お申し込みをお断りする場合があります。

第4条 (留学費用と支払い)

当社が受入機関より支払いの要請を受け取り次第、留学費用を請求させていただきます。請求書をお受け取り後、当社指定口座まで指定日以内に全額をお支払いください。留学費用には、お申し込みいただいた受入機関の入学金、授業料、宿泊手配料、宿泊費、空港送迎費などが含まれます。留学費用は受入機関申込日(当社が申込書を受領した日)の当日の換算レートで日本円に換算し、送金手数料(1件につき4,500円)を加えたものとします。当社の換算レートは為替の変動に従って変動しますので、お申し込み時と必ず設定レートをご確認ください。当社は出発日の90日前までは、申込者に授業料等(制度上期日)が定められているビザの発行等に係る費用を除くが完了したを請求していません。

第5条 (サポートの期間)

当契約が成立した時点で、申込者はサポートを受けることができます。第6条1項における出発前サポートを提供する期間は、当サポートの契約締結より1年間となります。したがって当サポートをお申し込みより1年以内にご出発いただいたことを原則といたします。なお、フリーマイプランは出発前英語レッスン、オンライン英会話、出発前オリエンテーションは含まれません。第6条2項における現地サポートを提供する期間は、お申し込みよりサポートにより異なります。留学サポート12及びワーキングホリデーサポートは現地到着より12ヵ月、留学サポート3は現地到着より3ヵ月、留学サポート1は現地到着より1ヵ月、ジュニアサポートはお申し込みより2日(受入機関に準じます)。フィリピン2ヵ国留学サポートは、2ヵ月目に到着する日より最大12ヵ月です。

第6条 (サポートプログラム費用に含まれるもの)

海外へ渡航を予定している申込者に、次のサービスを提供いたします。当社は、各種サービスを取りまとめた情報の提供、紹介、手配代行をするものであり、自教育機関、宿泊施設、海外サポートオフィス等を運営するものではありません。詳細は当該ウェブサイトにてご確認ください。なお、サポートプログラムのサービスの一部を放棄された場合でもサポートプログラム費用の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。

1. 出発前サポート

- 当サポートをお申し込みの方には教育、宿泊機関の情報を紹介しております。留学カウンセラーによるアドバイス(学校・生活・地域情報など)をはじめ他のサービスをおこなう。入学申込手続きの代行、入学願書の取り寄せ、入学願書の作成と現地へ送付、留学費用の送金、入許可証の取り寄せ。
- 宿泊手続きの代行。(ホームステイ・学生寮など)代行、教育機関が提供する宿泊施設をえない場合は手続きの代行を請負負けない場合があります。
- 研修先までの渡航ルートや現地到着空港を案内させていただきます。航空券の購入に関しては、当社にてご購入いただくか、申込者ご自身で旅行会社や航空会社にて購入いただきます。
- その他、サポートプログラム中に含まれるものとして、出発前英会話レッスン、出発前オリエンテーションなどが含まれます。詳細を当該ウェブサイトにてご確認ください。お申し込みください。なお、サポートプログラムのサービスの一部を放棄された場合でもサポートプログラム費用の一部割引等はいたしませんのでご了承ください。なお、ビザ申請サポートに関してはビザの取得を保障するものではありません。

2. 現地サポート

- 当社作成のニュースレターに基づいて、現地提携法人が渡航先の留学生生活をサポートします。なお、当サポートは現地での不安の解消のための相談や、実生活を送る上でのアドバイス、学校とのトラブルの仲介といった内容のものであり、申込者にて代わり(もしくは一緒に)あらゆる事務を代行するものではありません。また、代わりは現地サポートがない場合があります。
- フリーマイプランには現地サポートは含まれておりません。
- 対象サポート・留学サポート12・3・1、ジュニアサポート、フィリピン2ヵ国サポート
- 病気や怪我などの相談
 - 盗難や事件に巻き込まれたときの相談
 - ホームステイ先とのトラブルについての相談(学校側が対処しない場合)

④ 滞在先の探し方や契約に関するアドバイス

- 生活上での一般的な相談
 - 学校とのトラブルなどの相談
 - 学校の転校・延長などの手続き相談
- 対象サポート・ワーキングホリデーサポート
- 上記①～⑦に加え以下サポートを行います。
- 銀行口座開設や納付書番号申請などのアドバイス
 - アルバイトに関する相談
 - ビザ切り替えに関する相談、またはコンサルタントの紹介
 - 郵便や荷物の一時預かり
- ※一部国によりサポート内容は異なります。

第7条 (サポートプログラム費用に含まれないもの)

上記第6条、及びウェブサイトで明記したもの以外はサポートプログラム費用に含まれていません。以下、含まれないもの一例です。学校の授業料、教材費、滞在費、航空券費用、通学の際の交通費、衣類の洗濯にかかる費用、学生寮滞在中の費用、教育機関によるアクティビティ参加費用、空港からの送迎実費、ビザ申請実費、各国空港諸税、海外旅行保険料、海外サポートオフィスにの付添い旅行サービスや、通訳、手紙等の翻訳、その他個人的性質の諸費用など。

第8条 (契約の解除)

申込者はいつでもに定める取消料を支払って契約解除することができます。契約を解除する場合はお申し込みの各デスクまで営業時間内に書面でのご通知をお願いいたします。当社が書面を受け取った時点で取り消しのお申し込みを受受理したことになります。また、下記に定める条件の取消料を申し受けます。

1. 渡航前の取り消しの場合

- 申込者の個人的都合でもお申し込みのすべてを取り消す場合は、サポート別に定める次の(a)もしくは(b)の取消料を申し受けます。
- (a) 留学サポート12・3・1、ワーキングホリデーサポート、ジュニアサポート、フィリピン2ヵ国留学サポート※
(※留学サポートと、留学サポート12またはワーキングホリデーサポートの組み合わせ)
- 当社の取消料(取り消しのお申し込み時期により下記の表の金額になります) (表1)

取り消しのお申し込み時期	取消料
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
契約成立日より9日目以降、90日まで	サポートプログラム費用の50%
契約成立日より91日目以降、180日まで	サポートプログラム費用96.5%
契約成立日より181日目以降、365日まで	サポートプログラム費用98%
日本出発日以降または契約成立日より366日目以降	サポートプログラム費用全額

(注1) 出発前サポートとしてお渡した資料を、お渡した状態でお返しいただいた場合に限りします。

- (b) 上記(a)以外のサポートの場合
- お申し込み時いただいたサポートプログラム費用や緊急手配料をご返金いたします。ただし、お申し込みより8日以内に取消し通知をいただいた場合には、サポートプログラム費用をご返金いたします。フリーマイプランはサポートプログラム費用が無料のため、サポートプログラム費用の取消料についての条件には含まれません。
- ※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあつては40日前)以降の日を除く。】までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。
- ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。
- (2) 受入機関に関する取消手数料、取消料について
- 申込者の個人的都合でもお申し込みをすべて取り消す場合は、次の(a)取消手数料及び(b)取消料を申し受けます。 (表2)

(a) 当社の定める取消手数料

取り消しのお申し込み時期 (日本出発日の前日から起算)	取消手数料(税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
31日前まで	11,000円
30日前以降21日前まで	22,000円
20日前以降3日前まで	33,000円
2日前以降出発前日まで	44,000円
日本出発日以降	取り消しはできません

(注1) 出発前サポートとしてお渡した資料を、お渡した状態でお返しいただいた場合に限りします。

- ※お申し込み時にいただいたサポートプログラム費用や緊急手配料をご返金いたします。ただし、お申し込みより8日以内に取消し通知をいただいた場合には、取消手数料は発生いたしません。
- ※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあつては40日前)以降の日を除く。】までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合取消料・変更料は発生いたしません。ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。
- (b) 受入機関の定める取消料(各機関の取消条件に明記されている取消料)
- ※上記(1)(2)について、ご出発まで30日を切る手配の場合、取り消しのお申し込み時期にかかわらず、当社規定の取消手数料及び受入機関の定める取消料がかかります。また、サポートプログラム費用の返金はいたしません。

- (3) ビザ申請サポート料について
- 申込者の個人的都合でもお申し込みのすべてを取り消す場合、及び必要査証(ビザ)が渡航先国の判断により入手できない場合、ビザ申請サポートプログラム費用は返金いたしません。
2. 渡航後(日本出発後)の取消料の場合
- 渡航後、お客様のご都合による研修期間の短縮や契約解除は権利を放棄したものとみなし返金はいたしません。ただし次の場合で受入機関が返金に応じた場合は例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際は当社が受入機関の算定する返金額の30%を返金手数料として承ります。
 - 現地に発生し研修内容が異なり、医師の診断書をもとに受入機関が了承した場合。
 - 親権者の死亡等、正当な理由があり、受入機関が了承した場合。
 - その他、受入機関が認めた場合。
2. 渡航前に2校お申し込みの場合で、渡航後2校目を取り消す場合(2校目に入学していないことが条件) 当社は44,000円(税込)の取消手数料を戻して返金手続きを教育機関に交渉するとともに、返金があった場合の精算を第10条2に促しています。ただし、本教育機関は全額入金後の返金を認めない場合がほとんどであるため、当交渉が返金を確約したものでないことをご了承ください。

第9条 (契約の変更)

1. 渡航前の契約の変更の場合
- 申込者の個人的都合でもお申し込みの内容を変更する場合は、次の(a)もしくは(b)の変更手数料を申し受けます。
- (a) 受入機関の変更の場合
- 受入機関のお申し込み後、申込者の都合で受入機関を変更する場合は下記(表3)の変更手数料の他、第8条1(2)受入機関に関する取消手数料、取消料がかかります。
- (b) 受講日程・希望コースの変更の場合
- 受入機関は変更せず、受講開始日(宿泊日)を延期する場合や、受講コース(宿泊施設)を変更する場合は、変更のお申し込み時期により、1回につき以下の変更手数料を申し受けます。また、受講開始日(宿泊日)を90日以上延期する場合、受講開始日(宿泊日)を未定まで延期する場合、及び変更希望が受講先(宿泊先)の都合で受け入れられない場合を中止する場合は第8条1(1)(2)の「取り消しの場合」と同じ規定が適用されます。 (表3)

変更のお申し込み時期 (日本出発日の前日から起算)	変更手数料(税込)
契約成立日より起算して8日以内	無料(注1)
31日前まで	11,000円
30日前以降21日前まで	22,000円
20日前以降3日前まで	33,000円
2日前以降出発前日まで	44,000円
日本出発日以降	変更はできません

(注1) ご出発日の30日前を過ぎてからの変更はお受けできない、あるいはご希望通りに変更できない場合がありますので予めお申し出ください。

※お申し込み時にいただいたサポートプログラム費用や緊急手配料をご返金いたします。ただし、お申し込みより8日以内に取消し通知をいただいた場合には、サポートプログラム費用をご返金いたします。

- ※申込者は契約を締結した日より起算して8日を経過する日(渡航日の30日前(ピーク時)にあつては40日前)以降の日を除く。】までは、契約を解除・変更できるものとします。この場合において、取消料・変更料は発生いたしません。
- ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。
2. 渡航後(日本出発後)の変更の場合
- (1) 期間の延長について
- 渡航先国にて受入機関を延長する場合は、当社もしくは海外サポートオフィスにてお申し込みをください。
- (2) 期間の短縮について
- 申込者が予定していた期間より以前に帰国した場合、現地で提供するサポートはその時点で終了いたします。この際、期間短縮による払い戻しはありません。

第10条 (取消し・変更に伴う留学費用の精算)

- 追加でお支払いいただく場合
 - 取消内容の変更に関して、申込者ごとの差額をお支払いいただく場合は、当社より請求書をお届けしますので、速やかにお支払いください。
 - ご返金が生じる場合
- 契約内容の変更に伴い、申込者にご負担いただく金額が減少した場合は、その差額をご返金いたします。その際は教育機関からの返金が当社に到着した時点での三菱UFJ銀行のT/Tレートを適用し、日本円換算したものを銀行の換算手数料を差し引いて精算いたします。実際にご返金できる時期はお申し込みの1～3ヵ月後となります。

第11条 (旅行保険契約の義務)

申込者は現地での病気、傷害等に備え海外旅行保険に必ず加入していただきます。

第12条 (当社の責任範囲・免責事項)

- 当社は第6条に示したサポートサービスを取りまとめた情報の提供、紹介、手配代行をするものであり、自教育機関、宿泊施設、交通機関等を運営するものではありません。したがって当社にこれらとなく、各機関の都合によって内容や条件が変更される場合や実施できない場合、当社ではできるだけ原状に復する努力はしますが、その変更や中止に伴う損害について、その責を負いません。
- 当社は各受入機関やお客様からいただいた情報をもとにさまざまなご案内をいたしますが、現地の事情によってはすべてを掌握しているわけではございません。教育機関においてもクラス数の増減や国籍・バリエーションの状況などは常に変化しております。なかにはサポートに関して当社に予告なく内容が変更されている場合もあります。
- お客様が渡航先国にて、ご自身もしくは現地の法人を介して教育機関、宿泊機関と契約した場合、当社ではこの契約のもとで生じる諸問題に関して一切の関与はいたしません。
- 申込者のビザサポート及び必要査証(ビザ)が日本国・渡航先国の判断により入手できない場合、または現地での入国を拒否さ

語学研修・ホームステイ参加にあたっての重要事項(参加者の心得)

(1) ホームステイの意義

ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活すること、互いの国の文化・習慣・ものの考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることこのホームステイの目的があります。

(2) ホストファミリーの定義

受入家庭にはさまざまなタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイアした老夫婦、子供がいる場合、いない場合、一人で暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭について人種・宗教・職業等のリクエスとを定めませんし、受入機関により決定された受入家庭をこれらを理由にに変更や取り消しはできません。なお、ご案内するホストファミリーはそのほとんどがイングリッシュ・ホストファミリーです。

(3) ホストファミリーの参加

ホストファミリーには研修者に対して宿泊するための部屋の提供と、規定回数の食事の提供が義務づけられています。しかし、何らかの都合で食事の用意がされなかったとしても、それが故意でなければ金銭の補償はいたしません。諸外国

の場合、当社はその責を負いません。したがって、第8条1(1)(2)の規定により取り消し扱いとして、それまでの取消料を申し受けます。

- 各種交通機関のスケジュールの変更、連休、その他の事由に起因して申込者が損害を被った場合に当社はその責を負いません。
- 天災、地震、戦乱、暴動、感染症等の事由に起因して当サポートの運営が不能になった場合に当社はその責を負いません。
- 当社及び海外サポートオフィスで紹介した学校、住居、アルバイト等で何らかのトラブルに遭った場合、当社及び、海外サポートオフィスを運営する現地提携会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。
- 受入機関のルールに反する行為、反社会的な行為や暴力的行為、他の参加者の迷惑に及ぶような行為があり、学校を退学となった場合、その理由の如何にかかわらずサポートプログラム費用及び留学費用の返金はありません。また、その時点で当社が提供するサービスを中止させていただきます。
- 受入機関によって手配できない場合がある場合(教育機関一主に公立・大学附属校は宿泊施設が日本出発前に手配できず、現地に到着してから学校の担当者と相談していただく場合があります)。その他、学校の都合で申込者の希望が叶えられない場合があります。
- 条件書及び受入機関への提出書類について虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項についての申告がなかった場合、それにより生じた契約の中止、変更及び損害賠償等の一切について、申込者がその責を負うものとします。

第13条 (当社の契約解除権)

- 当社は、次に掲げる場合において、申込者に理由を説明して、契約を解除することがあります。
- 申込者が虚偽の申告をしたとき
 - 病気その他の事由により申込者がサポートを継続できないと判断したとき
 - 申込者またはその関係者が、他の参加者に迷惑を及ぼし、もしくはサポートの円滑な運営を妨げたときまたはその可能性が極めて高いとき
 - 天災、地震、戦乱または暴動、運輸機関等の事故または争議行為、官公庁の命令その他事業者の責に帰さない事由により、サポートの実施が不可能になり、または不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき
 - 申込者が定められた期日までにサポートへの参加に必要な書類を送付しなかったとき
 - 申込者が定められた期日までに連絡不能または所在不明となったとき
 - 申込者が定められた連絡不能について対価を支払わなかったとき

第14条 (管轄の裁判所)

当サポートに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第15条 (約款の変更)

当約款の記載内容は2021年7月1日現在の情報をもとに作成しております。各受入機関の都合、もしくは当社の都合により約款は告知をするごとく変更する場合があります。

第16条 (個人情報について)

当社はサポートお申し込みの際に申込書にご記入いただいた申込者の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性)について、次の場合において必要な範囲内で使用いたします。

- サポートサービス提供業務の実施
- 査証取得やお申し込みいただいた受入機関、海外サポートオフィスへの手続きや手続きごとの実施
- 上記の他、サポート運営、手続き代行上のサービス提供会社への手続き

海外危険情報・保健衛生について

渡航先によっては外務省の海外危険事等、安全確保に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に当社もしくは下記ホームページにてご確認ください。

- 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」
<https://www.forth.go.jp/>

【当社：留学手配会社】 株式会社キャリアメーカー

東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント1階
TEL.03-6634-3355
東京都知事登録旅行業 第3-8117号

【サポート会社：研修企画及びサポート】 GIO CLUB株式会社

東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント1階
TEL.03-6634-3360
一般社団法人海外留学協議会(JAOS)正会員

の食事は日本の一般家庭よりも概ね質素であると言えます。家族と同様のものが提供されている以上は、食事も異文化体験のひとつであると感じる必要があります。最寄駅までの送迎や週末の余暇を共に過ごすことなどがあったとしても、それはホストファミリーの厚意によるものと見なします。

(4) ホストファミリーの言語環境

ホームステイ先によっては、家族同士の会話において、「留学目的の国語」以外の言語を話す場合があります。(例、アメリカの場合は英語以外に英語としてスペイン語など) 家族の中に「留学目的の国語」が話せない方がいる場合などはケースとして少なくありません。参加者の会話以外の場合は家族間のコミュニケーションとしてご理解ください。

(5) ホストファミリーの変更

受入家庭の不慮の出来事や家族の病気、または天災など、やむを得ない事情により急に受け入れができません場合があります。この場合は受入家庭の変更や次の家族が見つかるまでの間ホストファミリーに滞在することもあります。

(6) 滞在地区について

受入家庭の多くは学校から30～60分程度の場所にあります。通学には距離により徒歩・自転車・バス・電車などを利用することになりますが、その交通費は参加者の負担になります。